

給食開始届

第2号様式（第3条関係）

①年 月 日

東京都知事 殿

②設置者

郵便番号 0×0-00△△
住 所 ○○区△△ △-△-△
氏 名 東京○○株式会社
代表取締役社長 東京 太郎
電話番号 000-×××-△△△△
〔法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び電話番号並びに代表者の氏名〕

給 食 開 始 届

下記のとおり、給食を開始した（する）ので、健康増進法第20条第1項の規定により届け出ます。

記

③	ふりがな	とうきょうまるまるかふしきがいしや とうきょうこうじょう				
③	給食施設の名称	東京○○株式会社 東京工場				
④	給食施設の所在地	郵便番号 0×0-00△△ ○○市△△町△-△-○				
⑤	給食施設の種類	事業所				
⑥	給食の開始日又は開始予定日	令和○年 △月 ○日				
⑦	1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他	1日の合計
			400			400
⑧	管理栄養士の員数	1		栄養士の員数	1	

添付書類 給食運営状況票

（日本産業規格A 列4 番）

「給食開始届」で届け出た内容に変更が生じた場合は、「給食届出事項変更届」の提出が必要になります。

＜記入方法＞

- ① 届出年月日
保健所に提出する日付を記入する。
- ② 設置者
当該施設を設置している者の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入する。法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の職名及び氏名、電話番号を記入する。
例：市立保育園の場合「○○市 市長○○○」、事業所の場合「○○株式会社 代表取締役社長○○○」、民間の医療機関の場合「○○医療法人 理事長○○○」等
- ③ 給食施設の名称
正式名称で記入する。
- ④ 給食施設の所在地
給食を調理する施設の所在地を記入する。
- ⑤ 給食施設の種類
P2「給食施設の分類」に基づき記入する。その他の場合は具体的な施設種類を（ ）で併記する。
例：その他（有料老人ホーム）、その他（認証保育所）
- ⑥ 給食の開始日又は開始予定日
給食の開始日又は開始予定日を記入する。
- ⑦ 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
定員が決まっている施設は、「定員」（職員食やデイサービス等も同時に行っている場合は、これらの数も加える）を記入する。定員等が明確でない場合は予定食数（最大数）を記入する。
「その他」とは夜勤を行っている工場等で供給する夜食や保育所等で供給する補食などをいう。なお、おやつや検食は食数に数えない。
- ⑧ 管理栄養士、栄養士の員数
常勤の管理栄養士、栄養士の人数を記入する。
資格の職名で採用されている人数を記入する。よって栄養士の資格を有しても調理員として採用されている場合は、該当しない。ただし、栄養士として採用されていて管理栄養士の資格を有する場合は、管理栄養士に計上する。非常勤や巡回の栄養士、管理栄養士のみの場合は、0と記入する。

給食運営状況票

給食運営状況票

年 月 日

① 施設名	東京〇〇株式会社 東京工場			
② 所在地	〒〇×〇-〇〇△△ 〇〇市△△町△-△-〇		③ 電話	000-×××-△△△△
			Fax	000-×××-△△△×
④ 施設種類	1-1 学校（公立） 9 寄宿舎 1-2 学校（私立） 10 矯正施設 2 病院 11 自衛隊 3 介護老人保健施設 12 一般給食センター 4 介護医療院 13 その他（ ） 5 老人福祉施設 6 児童福祉施設 7 社会福祉施設 ⑧ 事業所	責任者職・氏名	施設長 ⑫ 工場長 多摩 二郎 設置者 ⑬ 東京〇〇株式会社 代表取締役社長 東京 太郎 部門管理者 ⑭ 総務部長 府中 三郎 栄養管理者 ⑮ 栄養 花子 (資格:管理栄養士・栄養士・調理師・その他) 食品衛生責任者 ⑯ 衛生 四郎 (資格:管理栄養士・栄養士・調理師・その他)	
⑤ 定数	1000 名 床			
⑥ 対象	1 全員 ② 一部 (40 %)			
⑦ 方式	1 単一食 ② 選択食 3 カフェテリア			
⑧ 栄養士	① いる 2 いない 3 巡回			
⑨ 運営	① 委託 有 2 委託 無			
⑩ 委託有の場合	委託内容： 献立作成・発注 ① 調理 ② 盛り付け 配膳 ③ 食器洗浄 その他（ ） 委託先 〇△□株式会社 所在地 〇〇区△□ 〇-×-△ 電話 000-×××-△00△ Fax 000-×××-△△00		給食従事数	⑭ 朝食 昼食 400 夕食 その他 計 400 ⑮ 直営(人) 委託(人) 常勤 非常勤 常勤 非常勤 管理栄養士 1 栄養士 1 調理師 1 2 調理作業員 8 その他 計 2 1 10
⑪ 入院時食事療養	(I) (II)		⑬ 分類	(健康増進法) ① 特定給食施設 (1回100食以上又は1日250食以上) 2 その他の給食施設 (1回20食以上又は1日50食以上の施設で、特定給食施設を除く施設)

(日本産業規格A列4番)

<記入方法>

- ① 施設名 正式名称で記入する。
- ② 所在地 給食を調理する施設の所在地を記入する。
- ③ 電話・Fax 代表番号を記入し、給食事務室に直通電話がある場合はその番号を欄外に記入する。
- ④ 施設種類 P2「給食施設の分類」に基づき記入する。その他の場合は具体的な施設種類を（ ）で併記する。
- ⑤ 定数 病院は許可病床数、それ以外は施設定員（入所定員）、事業所は全従業員数を記入する。
- ⑥ 対象 給食の対象者が原則として当該給食施設を利用する場合は「1 全員」に○をつける（例：病院、保育園、特別養護老人ホーム等）。給食の対象者が当該施設の給食を必ずしも利用しない場合は「2 一部」に○をつけ、想定している利用率を記入する（例：事業所等）。
- ⑦ 方式 「1 単一食」：献立が1種類の場合。
「2 選択食」：複数献立から選択する場合。
「3 カフェテリア」：主食・主菜・副菜をそれぞれ選択できる場合。
- ⑧ 栄養士 「1 いる」：常勤の管理栄養士、栄養士が配置されている場合。非常勤のみの場合は該当しない。
「2 いない」：施設に管理栄養士、栄養士の配置がない場合、又は非常勤のみの場合。
「3 巡回」：施設に管理栄養士、栄養士の配置がなく、定期的に本部等から巡回している場合。
- ⑨ 運営 給食に関する何らかの業務を委託している場合は「委託有」に○をつける。
- ⑩ 委託内容・委託先、所在地、電話、Fax（委託有の場合） 委託している業務（複数選択可）に○をつけ、委託先の本社所在地、電話番号等を記入する。
- ⑪ 入院時食事療養（病院のみ） 該当する方に○をする。
- ⑫ 施設長 当該施設の長の職名と氏名を記入する。（例：病院長〇〇〇、園長〇〇〇等）
※指定管理者制度による管理が行われている場合は、指定管理者である旨と、実際に管理を行っている事業者の法人名及び施設長名を併記する。
- ⑬ 設置者 当該施設を設置している者の氏名を記入する。法人の場合は、法人の名称と代表者の職名及び氏名を記入する。例：市立保育園の場合「〇〇市 市長〇〇〇」、事業所の場合「〇〇株式会社 代表取締役社長〇〇〇」、民間の医療機関の場合「〇〇医療法人 理事長〇〇〇」等
- ⑭ 部門管理者 給食部門を管理する責任者の職名と氏名を記入する。委託の場合でも、施設側の部門管理者を記入する。
〈例〉病院：事務長〇〇〇等、事業所：総務課長〇〇〇等、保育園：園長〇〇〇等
- ⑮ 栄養管理者 栄養管理の責任者名を記入し、該当する資格に○をする。
- ⑯ 食品衛生責任者 食品衛生責任者名を記入し、該当する資格に○をする。
- ⑰ 食数 定員が決まっている施設は、「定員」（職員食やデイサービス等も同時に行っている場合は、これらの数も加える）を記入する。定員等が明確でない場合は予定食数（最大数）を記入する。（給食開始届⑦と同じ食数を記入する。）
- ⑱ 給食従事数 従事している職員数を記入する。パートは非常勤に含める。
※採用されている資格の職名で人数を記入する。よって栄養士の資格を有しても調理員として採用されている場合は、調理作業員に計上する。ただし、栄養士として採用されていて管理栄養士の資格を有する場合は「管理栄養士」に、調理員として採用されていて調理師の資格を有する場合は「調理師」に計上する。
- ⑲ 分類 該当する番号に○をする。不明な場合は、確認してから記入する。
「1 特定給食施設」………1回100食以上又は1日250食以上の施設
「2 その他の給食施設」…1回20食以上又は1日50食以上の施設で特定給食施設を除く施設

【給食施設の分類】

分類	該当施設	根拠法令等
学校 (公立・私立)	公立学校、私立学校、公立幼稚園、私立幼稚園、 各種学校、幼稚園型認定こども園	学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び 第134条に規定する各種学校、学校給食センター、学校給食法第6条 に規定する学校給食共同調理場及び就学前の子どもに関する教育、保 育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定 こども園（当該施設が幼稚園である場合）
病院	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
老人福祉施設	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、 老人短期入所施設、老人介護支援センター、老人 福祉センター、軽費老人ホーム、養護老人ホーム	老人福祉法第5条の3に規定する施設
児童福祉施設	認可保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養 護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設、児 童家庭支援センター、幼保連携型認定こども園、 保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園 等	児童福祉法第7条に規定する施設、社会福祉法第2条に規定する事業 に係る施設で児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認 定こども園（当該施設が幼稚園である場合を除く）
社会福祉施設	救護施設、障害者支援施設、婦人保護施設等	生活保護法第38条、身体障害者福祉法第5条第1項及び売春防止法第 36条に規定する施設並びに社会福祉法第2条に規定する事業に係る施 設で社会福祉に関するもの
事業所	事業所	労働基準法別表1に規定する事業所
寄宿舎	学生又は労働者の寄宿施設	
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別 所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑 事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）並びに少年院法第4条に規定 する少年院及び少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
自衛隊	自衛隊	
一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む。）に対して継 続的に食事を供給している施設	
その他	上記に含まれない施設。警察学校、認証保育所、 認可外保育所、地域型保育事業、有料老人ホーム 等	